

戦中期少年保護実践の変質に関する研究

—少年院を中心として—

○東北公益文科大学 氏名 竹原幸太 (8365)

キーワード3つ：少年院、鍊成、森山武市郎

1. 研究目的

先行研究では、内務省管轄の感化法・少年教護法と司法省管轄の1922（大正11）年少年法をめぐり、教育保護的対応の源流は感化・少年教護事業に求められ、少年保護事業は刑事政策的対応とされてきた。

こうした見解に対し、近年の少年法制史研究では、少年法の成立過程に注目した場合、感化法・少年教護法との間で行政処分か司法処分かの違いはあるものの、両者とも仁愛的な児童・少年観を有していたことは共通しており、少年法の論理を刑罰主義と結論づけることへの反論が提起されている（森田2005：15-19）。

また、少年法と同時に制定された矯正院法下での人事においては、国立感化院の武蔵野学院から職員が異動するケースも見られ、感化・少年教護事業（児童保護）と少年保護事業（少年保護）を支える実践思想の共通性も指摘されている（竹原2017：39）。

もともと、政策上は1937（昭和12）年に日中戦争が開始されて以降、司法省の少年法と内務省（厚生省）の少年教護法は、軍国主義過程の「保護」の下に再編され、両者は否応なく同質化していったことも指摘されてきた（土井1972：224-225）。

しかし、社会事業史研究では、「社会事業施設としては、研究者などのようにきれい事ばかり言ってもらえない」ため、「言葉では戦争に迎合したように見えても、例えばその日記の中等に、意外に戦争と遠い距離にある事項がかかっていることもあり」、「いろいろな従事者の人たちが書いたものを発掘していくこと」が戦中と戦後の連続性を見ていく上での「仕事の一つ」とされ（吉田・一番ヶ瀬1982：520-521）、近年の少年教護史研究では、菊池俊諦（初代武蔵野学院長）のように戦時中でもなお、「児童の権利」論を唱えて「非転向」を示す者がいたことも明らかにされている（竹原2015：87-89）。

そこで、本研究では「人的資源」の確保が求められた戦時下の少年保護事業の変質とそれに疑問を呈する論理が見られたのか検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

矯正院法施行直後に設立された多摩少年院、浪速少年院の初代院長を務めた太田秀穂、小川恂臧はいずれも学校教育界から少年保護事業に転任し、太田は新潟県高田師範学校時代に、小川は武蔵野学院時代（千葉県立園芸高等学校勤務後に赴任）に菊池俊諦と同僚で

あった（竹原 2015：52-53）。そのため、両者ともに菊池との交流は継続し、少年院の矯正教育においても、菊池と同様に児童・少年の人格を尊重した自由主義教育が唱えられた。

しかし、「少年保護機構の戦時体制化」が進む戦時期には、太田や小川が目指した理想が打ち砕かれ（守屋 1977：132-151、山口 1991：66）、司法省保護局長の森山武市郎は「個人主義とか自由主義とかいうような、過去思想」を退け、少年保護は「本当の人間に作り直す、人間を錬り直す、錬成道場としての使命と実質を持たねばならぬ」と皇国民錬成論を説き、自由主義教育の視点は強く否定された（森山 1943：16-22）。

そこで、戦時下の司法省保護局で示された少年保護事業の方針が少年院にいかなる変質をもたらしたのかを明らかにしつつ、こうした変質を少年院職員がいかに見ていたのかを問うことを本研究の視点とする。研究方法は、日本少年保護協会（後に日本司法保護協会へ改編）編『少年保護』誌の少年院職員の論考等を素材とし、実践レベルで戦時体制へ疑問を呈する視点があったのかを検討する。

3. 倫理的配慮

本研究は文献検討が中心であるが、日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき、少年院関係資料等において個人情報に配慮が必要な記述がある場合はその点に配慮して報告を行う。

4. 研究結果

戦時下において、多摩少年院を退き、民間の少年保護司になっていた太田秀穂には「国家の為めだと云うような廻りくどい事ではなく、全く自分の命をどれ丈打ち込んで居るか、という点に本当の価値がある」との発言が見られたが（太田 1938：25）、浪速少年院長から三代目多摩少年院長に異動した小川恂臧は違和感がありながらも、時局が示す錬成論を説かざるを得ない状況であった。

また、福岡少年審判所長から四代目浪速少年院長へ転じた辻三省、東京少年審判所審判官から五代目多摩少年院長へ転じた前田偉男の回想等を検討した場合、「短期錬成」を使命とした戦時下の少年院は少年保護事業において最も敬遠され（辻 1969：464、多摩少年院 1973：91-92）、森山武市郎の目の下で実践せざるを得ない状況であったことが確認された。

5. 考察

以上、戦時下の少年保護事業においては、戦時体制への再編を強固に進めた司法省保護局長の森山武市郎の目が光り、現職の少年院職員が「非転向」を示すことは困難であり、太田秀穂のように国家の要請に疑問を呈する発言は極めて稀であったと思われる。

※本研究は科研費研究基盤研究(C)「戦前少年院実践における少年保護思想に関する研究」(16K04176)の成果の一部である。